

2016年度事業報告

社会福祉法人 椿福社会

1 はじめに

2016年3月31日に社会福祉法等の一部を改正する法律が成立し、社会福祉法人にガバナンス（組織統治）の確立、公益的な取り組み、情報公開による事業運営の透明性の向上、財務規律の確立などが求められている。当法人も新しい仕組みに対応できるように準備を進め、12月に新社会福祉法に対応するべく定款変更をおこなった。

また、3月の役員改選において理事長が交代し、施設管理者を中心とした理事体制として、これまで以上に理事会が業務執行に責任を持つ体制を強化した。

2 法人事業の概要（2017年3月31日現在）

2017年3月31日現在の法人事業の定員、利用契約者数は次のとおりである。

施設事業所名	事業名	定員（人）	利用契約者数（人）	前年同期（人）
つるみの郷	施設入所支援	40	40	40
	生活介護	40	40	40
	短期入所（日中一時）	4	1	2
ワークセンター つるみの郷	生活介護	25	26	26
	就労継続支援B型	20	24	25
つるみ更生指導所	生活介護	20	28	29
	日中一時	7	6	16
生活支援センター ひまわり	計画相談		152	169
	地域定着支援		8	9
グループホームつばき	共同生活援助	39	34	36
ホームヘルプセンター ひまわり	居宅介護		25	33
	行動援護		7	7
	移動支援		60	57
	重度訪問介護		1	1
	予防訪問介護		6	6
椿福社会ケアプラ ンセンター	訪問介護		5	6
	居宅介護支援		19	16
	介護予防支援		8	8

3 活動報告

(1) 事業運営

- ① つるみの郷活動棟の旧通勤寮は、2016年4月から定員7名のグループホームとして事業を行った。

原則として一般就労している利用者が入居しているが、エレベーターが設置されてバリアフリー化されていること、1部屋の広さが約14平方メートルと居室スペー

スを広く取っていること、また、改装時にスプリンクラーを設置したことなどから、将来的には身体機能が低下して介護が必要となる利用者の入居を視野に入れて

- ② 建築後15年が経過したつるみの郷は外壁のひび割れや防水工事の塗装がはがれるなどの老朽化が目立ってきたため、建物を長く維持するための補修工事を行った。10月に工業者を選定し、中旬から工事を開始し、12月20日に工事が完了し引き渡しを受けた。
- ③ つるみの郷の短期入所は、職員の体制が整わず、長期利用の1名を除いて2015年10月から受け入れが出来ない状態が続いている。短期入所は地域の障がい者、家族にとって必要性の高い事業であり、障がい者支援施設が果たす社会的役割でもあると考えるので2017年度には再開するべく職員確保に努める。
- ④ グループホームつばきは、ラポールの定員を6名から5名に減員し、居室1部屋を職員の宿直室に転用した。これまでラポールの宿直室は隣接するリベルタに設けていたが、担当ホーム内に職員が宿直することにより、利用者にとっても安心感が生まれ、また、職員にとってもきめ細かな支援ができるようになった。
- ⑤ 障がい児者生活支援センターひまわりの相談支援事業は、鶴見区諸口5丁目浜8-11に事務所を移し、ホームヘルプ事業およびケアマネ事業と同じ事務所で計画相談、地域定着相談事業を行った。

計画相談は制度的には、原則として月に1度の訪問支援が想定されているが、実際には年金申請や施設入所の調整、金銭問題、人間関係の悩みや精神的な不安定などの諸問題で月に1度の訪問では対処できない場合が多かった。

また、前年度は計画相談の対象者が障がいのある人全員に拡大されたことで、新規利用者につき3ヶ月のモニタリングの請求が可能であったが、2016年度は新規利用者の減少もあり、収支は赤字となった。

- ⑥ 居宅介護事業は、行動援護に対応できるヘルパーを十分確保できず、需要に応えきれなかった。

介護保険事業では、制度改正により要支援者の訪問介護・通所介護が再構築され、介護予防・新総合支援事業として2017年4月から市町村事業に移行する。

事業移行に際して、生活援助型訪問サービス事業所の指定申請を行わなかった。この事業は、サービスの担い手はヘルパー資格がなくても研修終了者で可能となり、報酬も25%程度切り下げて介護保険財政の負担軽減を図ったものであるが、サービスの担い手の雇用が困難であると予想され、有資格のヘルパーを派遣しては事業として成り立たないとの判断をおこなったことによる。

- ⑦ 今年度は福祉・介護職員処遇改善加算を申請した。常勤職員に月額5,000円、非常勤職員にはフルタイム勤務した場合で月額16,000円の処遇改善手当を支給するとともに、一定額の年度末清算も行い職員処遇の改善に努めた。また、処遇改善加算の対象外職種の職員に対しては、法人が対象職員と同様の処遇改善手当を支給して公平な職員処遇を行った。

- ⑧ 2016年度の各事業の延利用者数、利用率、サービス提供時間等は各事業所の事行報告に記載のとおりである。

(2) 組織管理

- ① 法人本部の事務所を旧通勤寮1階に移転して事務の法人一元化をめざしたが、現状は請求事務の一部と会計処理の一部を事業所で行っている状態である。12月には、法人の主たる事務所所在地を実態に合わせて、茨田大宮2丁目への移転登記を行った。2017年9月には請求ソフトと会計ソフトの切り替え時期を迎えるので、そのタイミングで本部の体制を確保して事務の一元化をはかる。
- ② 2016年度も法人運営委員会のもとに設けられた各部会（運営・管理部会、事業・財政部会、安全・防災部会、研修部会、広報部会、危機管理部会）で法人全体の議論を行い、情報共有に努めた。また、今年度は職員の育成をはかるため部会責任者を主任クラスの職員が努めた。
- ③ 事務局長、施設長をメンバーとする給与規程検討委員会を5回開催し、給与規程の見直しを行って役割と責任を重視する給料表に改めた。新給与規程は2017年4月から適用する。

(3) その他

- ① 法人ニュースを4、6、8、10、12、2月の偶数月に定期発行し、広報に務め新年特別号を初めて発行した。
ホームページを活用して法人の求人活動や各事業所の広報活動をおこなった。
- ② これまで法人の地域活動として位置付けてきた絵画教室、音楽サークルは、一部つるみの郷の利用者を除いてグループホームの利用者であるため、8月からグループホームの余暇事業と位置づけた。
- ③ 非常災害に備えて、茨田東15町会に地域交流ホールの開放を提案し、毛布や水など緊急時の備蓄の準備をしている。2017年度は法人としての人員の確保について議論を進めていく。
9月に地域交流ホールを地元15町会に敬老会の場所として提供した。
また、鶴見区民まつりに出店し、ワークセンターで製造しているパンの販売と法人の広報活動をおこなった。地域の盆踊りなどの行事の際にもパンの販売を行い、地域との交流を深めた。
- ④ 2017年には、1993年の法人設立以来25年目となる。椿福社会のこれまでの歴史と現在の到達点を明確にするべく25周年記念誌を発行した。

4 理事会・評議員会の開催状況

2016年度は理事会・評議員会を次のとおり開催した。

会議	開催年月日	議題
理事会		
2016年度第1回	5月27日	① 評議員及びグループホーム管理者の選任について ② 2015年度事業報告について ③ 2015年度決算について ④ 2015年度監事監査報告について

2016年度第2回	10月3日	① つるみの郷の補修工事について
2016年度第3回	12月14日	① 2016年度中間事業報告について ② 2016年度中間決算について ③ 定款変更届け並びに主たる事務所の変更登記について（事務所所在地） ④ 定款変更（社会福祉法改正）及び評議員選任・解任委員会規則について ⑤ 規程の見直しについて（育児・介護休業規則、給与規程）
2016年度第4回	3月15日	① 2016年度補正予算について ② 2017年度事業計画について ③ 2017年度予算について ④ 就業規則の変更について ⑤ 役員および評議員等の報酬規程について ⑥ 評議員選任・解任委員の選任について
2016年度第5回	3月17日	① 理事長の互選について ② 常務理事の選任および理事長の職務代理者の選任について ③ 評議員候補者の選任
評議員会		
2016年度第1回	5月27日	① 理事及びグループホーム管理者の選任について ② 2015年度事業報告について ③ 2015年度決算について ④ 2015年度監事監査報告について
2016年度第2回	12月14日	① 2016年度中間事業報告について ② 2016年度中間決算について ③ 定款変更届け並びに主たる事務所の変更登記について（事務所所在地） ④ 定款変更（社会福祉法改正）及び評議員選任・解任委員会規則について ⑤ 規程の見直し（育児・介護休業規則、給与規程）
2016年度第3回	3月15日	① 2016年度補正予算について ② 2017年度事業計画について ③ 2017年度予算について ④ 就業規則の変更について ⑤ 役員および評議員等の報酬規程について ⑥ 理事・監事の選任について

5 研修の状況

2016年度の法人研修は研修部会で研修計画を立て、法人運営委員会の承認のもとで実施した。今年度は、人権研修、対人援助に関わるマナー研修や事業所の実践交流などに取り組んだ。

また、7月に相模原市のやまゆり園で起こった事件を受けて、法人としても人権尊重の思想の大切さを改めて職員に周知徹底するため、8月に全職員を対象に社会防衛思想について研修を行った。

日時	内容	研修種別	講師	参加者
5/20	福祉の動向と権利擁護	人権研修 (副主任・一般職員対象)	浅野小五郎常務理事	24名
6/8	福祉の動向と権利擁護	人権研修 (副主任・一般職員対象)	浅野小五郎常務理事	25名
6/22	・小規模作業所の誕生と法人認可まで ・報連相とは	新人研修 (3年未満)	研修部会メンバー	16名
7/15	人権を考える	人権研修 (主任・総主任・管理者対象)	浅野小五郎常務理事	13名
7/27	事業所間の連携について	実践交流会	研修部会メンバー	30名
8/31	社会防衛思想とノーマライゼーション	人権研修	浅野小五郎常務理事	44名
9/9	対人援助に必要な接遇	マナー研修	人材育成コンサルタント 鷺見直美氏	16名
9/28	対人援助に必要な接遇	マナー研修	人材育成コンサルタント 鷺見直美氏	13名
10/27	人材育成・人材定着への課題	幹部研修	人材育成コンサルタント 鷺見直美氏	6名
11/30	グループホームの目指すべき方向と現状	実践交流会	研修部会メンバー	22名
1/27	ストレスと上手に付き合う方法	メンタルヘルス研修	ソフィアステージ社労事務所 福西綾美氏	22名

以上